

入札書に記載する消費税額抜きの価格について(補足資料2)

こちらの資料は、入札公告の「5 入札に関する注意事項 (1)～(3)」の記載内容を、表形式で整理したものととなります。
入札書の作成に当たり参考としてください。
なお、消費税及び地方消費税に係る免税事業者についても、契約希望金額に対して表のとおり入札書記載金額を算定する必要がありますのでご注意ください。

入札書に記載する「消費税額抜きの価格」はこの額です。この額は、**積算内訳書(総括表)の合計(消費税額抜き)欄の金額と同額**となります。

		委託料における消費税の取扱い	契約希望金額	入札書記載金額	加算金額	落札価格	予定価格(税抜き)
		業務内容により非課税となる場合があります。	落札価格と一致します。(入札書記載金額とは異なります。)	積算内訳書の合計(消費税額抜き)欄の金額と一致します。	入札書記載金額に加算する、消費税額相当の金額です。	契約希望金額と一致します。(消費税額込みの金額となります。)	入札書記載金額がこの価格を超えると失格となります。なお、各積算内訳書の合計(消費税額抜き)欄の金額が、内訳の価格を超える場合も同様です。
栃木市国府地域包括支援センター運営業務委託		—	A+B+C	A + {B × (100/110)} + {C × (100/110)}	{B × (10/110)} + {C × (10/110)}	A + {B × (100/110)} + {B × (10/110)} + {C × (100/110)} + {C × (10/110)} = A+B+C	D+E+F (123,051,000円)
(内 訳)	① 国府地域包括支援センター運営業務(②③を除く)	非課税	A	A	0円 (消費税の取扱いが非課税のため、加算はありません。)	A	D (122,234,000円)
	② 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)	課税	B	B × (100/110)	{B × (100/110)} × (10/100) = B × (10/110)	{B × (100/110)} + {B × (10/110)} = B	E (272,000円)
	③ 一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)	課税	C	C × (100/110)	{C × (100/110)} × (10/100) = C × (10/110)	{C × (100/110)} + {C × (10/110)} = C	F (545,000円)

入札公告(抜粋)

5 入札に関する注意事項

(1) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の内、「一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)」及び「一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)」に係る金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とする(「国府地域包括支援センター運営業務」に係る金額についての加算は、当該業務に係る事業費が消費税非課税であることから行わない。)ので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、当該金額の内、「国府地域包括支援センター運営業務」については見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額、「一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)」及び「一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)」については見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、その合計額を入札書に記載すること。

(2) 栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号)第72条の規定により作成した予定価格と栃木市最低制限価格制度事務処理要綱(平成22年栃木市告示第282号)第3条第3項の規定により作成した最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

(3) 「国府地域包括支援センター運営業務」、「一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)」及び「一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)」の各業務について、それぞれの予定価格の内訳の額を超えて入札した者は失格とする。